

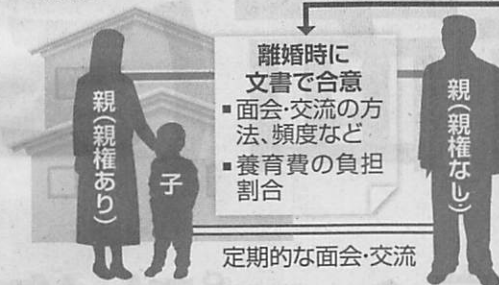
離婚後の親子交流促す

超党派議員立法目指す

「離婚後の親子関係維持促進法案」 (仮称)のイメージ

支援・啓発

国や地方自治体



- 国は離婚後の父母と子供の継続的な関係維持を促す政策を策定し、実施
- 夫婦は離婚時、子供との面会・交流、養育費分担を書面で合意するよう努力
- 児童虐待などの事情がある場合は面会・交流を行わないことを含め、配慮する
- 国は離婚する夫婦への情報提供などの支援を実施
- 国は面会・交流を助ける民間団体を支援

法案は、離婚の際に親子の定期的な面会や交流、養育費の分担について「書面で取り決めるを行うよう努める」と規定する。親子関係の断絶で子供の成長に悪影響を及ぼすのを防ぐ狙いがある。国に対しては面会・交流を促す啓発活動や、面

自民、公明、民進の各党などの超党派議員による「親子断絶防止議員連盟」(会長＝保岡興治・元法相)は、離婚で親権を失った側の親と子供との定期的な面会や交流を促す「離婚後の親子関係維持促進法案」(仮称)を作成した。離婚する夫婦に、面会について文書で合意する努力義務を課すことが柱だ。3党などの共同で今国会提出を目指している。

会促進に取り組む民間団体への支援を義務づける。ただ、子供への虐待や配偶者間の暴力行為(ドメスティック・バイオレンス)が離婚の背景としてある場合には、面会の拒否も含めた「特別の配慮」を求めた。政府の人口動態統計によ

ると、離婚件数は2000年以降、毎年20万件を超えている。15年は22万6215件で、このうち未成年の子供がいるケースは13万2166件だった。12年の民法改正では、夫婦が離婚時に協議して定める「必要な事項」として「面会交流」が明記されたが、義務ではない。法務省によると、面会交流について合意したケースは約6割にとどまっている。

親権を持つ親が、もう一方の親に子供を会わせないことでトラブルが起きることも多く、親権を持たない親が子供を無断で連れ去る事件も起きている。親が面会を求めて家庭裁判所に調停を申し立てるケースも年々増加しており、最高裁判所によると15年は1万2264件あり、10年前の約2・4倍になっている。